

金沢美術工芸大学ティーチング・アシスタント実施要綱

平成 22 年 4 月 1 日

要綱第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、金沢美術工芸大学大学院（以下「大学院」という。）の優秀な学生に対し、教育的配慮の下に教育補助業務を行わせ大学教育の充実及び指導者としてのトレーニングの機会提供を図るとともに、これに対する手当支給により学生の処遇の改善に資するため、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第 2 条 前条の教育補助業務を行う学生の名称は、ティーチング・アシスタントとする。

(業務内容)

第 3 条 ティーチング・アシスタントは、指導教員の指導の下に学部学生及び修士課程学生に対する実習、演習等の教育補助業務を行うものとする。

(資格)

第 4 条 ティーチング・アシスタントとなることのできる学生は大学院在学学生とし、特別科目等履修生、研究生等は含まないものとする。

(募集選考)

第 5 条 ティーチング・アシスタントは、年度ごとに大学院在学学生の中から募集し、選考するものとする。

(申請)

第 6 条 ティーチング・アシスタントとなることを希望する学生は、主たる指導教員及び希望科目担当教員（複数ある場合はその代表者）の推薦を受けて、別に指定する期限までにティーチング・アシスタント申請書（以下「申請書」という。）を学長に提出するものとする。

(選考)

第 7 条 ティーチング・アシスタントは、前条の申請書に基づき大学院運営委員会において選考し、研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

(選考基準)

第 8 条 大学院運営委員会は、ティーチング・アシスタントとなることを希望する学生の研究内容及び申請された希望科目の授業内容並びに、ティーチング・アシスタント業務の実施による本人の研究・授業等への支障の有無等を考慮して次に掲げる基準により、選考を行うものとする。

(1) 本人の学業成績が優秀であること。

(2) 教育補助業務に従事させることにより、大学教育の充実が期待されるものであること。

(目的の遵守)

第 9 条 学長は、ティーチング・アシスタントの業務内容が第 1 条に定める目的の範囲内に限定されるよう、また業務時間が本人の大学院学生としての授業等の支障とならないよう、常に配慮しなければならない。

(謝金)

第10条 ティーチング・アシスタントには、予算の範囲内で謝金を支払うものとする。

(成果報告)

第11条 教育補助業務を終了したティーチング・アシスタントは、ティーチング・アシスタント成果報告書により、業務の成果を主たる指導教員及び大学院運営委員会を通じて学長に報告するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、ティーチング・アシスタントの実施に関して必要な事項は、学長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。